

**守口市人口ビジョン及び守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略  
策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領**

**1 業務の目的**

この度、国において、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び総合戦略が示され、本市においても、平成27年度中の総合戦略等の策定を予定している。

については、策定に必要となる豊富な経験と高い専門知識の提供及びデータ収集や分析の提案等によって、守口市人口ビジョン及び守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定支援を行うものである。

**2 業務の概要**

- (1) 業務の名称 守口市人口ビジョン及び守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務（以下、「本業務」という。）
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり（仕様書は業務の概要等の本市が業務成果として求める内容を参考として示すものであり、提出者の企画提案の内容を制限するものではない。）
- (3) 委託期間 契約締結日から平成28年3月25日
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式

**3 参加資格**

本プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

- (1) 平成27年度現在における守口市測量・建設コンサルタント等入札参加者名簿又は物品等の入札・見積り参加者名簿に登録されていること
- (2) 大阪府内に本・支店等を有し、同所で本業務を遂行できること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと（ただし、裁判所からの更正手続き開始決定を受けた者はこの限りではない。）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（ただし、裁判所からの再生手続き開始決定を受けた者はこの限りではない。）
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (6) 守口市建設工事等業者指名停止基準取扱要綱及び守口市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (8) ISO27001、JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）、又はJISQ15001（プライバシーマーク）のいずれかの認証を取得していること
- (9) 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間において、地方公共団体の総合計画（基本計画を含む。）のほか、各行政分野における実施計画等の策定支援業務の受託実績（完了しているものに限る。）があること

\*添付資料 守口市入札参加資格審査申請書受付番号  
参加資格を証する資料

#### 4 提案金額

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

#### 5 提出書類、提出部数及び提出期限等

No	提出書類	提出部数	提出期限	備考
1	参加申込書に対する質問書	—	平成27年4月24日（金） 正午まで	様式-2を使用
2	プロポーザル参加申込書	1部	平成27年4月28日（火） 午後5時まで	様式-1を使用
3	企画提案書に対する質問書	—	平成27年5月12日（火） 午後5時まで	様式-2を使用
4	企画提案書（一式）	10部 （正本1部、副本9部）	平成27年5月18日（月） 午後5時まで	様式-3～様式-16を使用
5	① 参加資格を証する資料（資格証の写し、契約書の写し、仕様書の写し等） ② 見積書及び積算内訳書 ③ 会社概要 ④ 予定技術者の実績、資格を証する資料（契約書及びそれに付随する技術者届等）	① 2部 ②～④10部 （正本1部、副本9部）	① 平成27年4月28日（火） 午後5時まで ②～④ 平成27年5月18日（月） 午後5時まで	指定様式なし

※様式は別紙「守口市人口ビジョン及び守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務企画提案書等作成要領及び様式集」参照

#### 6 プロポーザル参加申込書について

- (1) 書式等 指定の様式による（様式-1）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (3) 提出期限 平成27年4月28日（火） 午後5時まで
- (4) 提出先 守口市企画財政部企画課（守口市役所2号別館5階）  
担当 鈴木、西田

#### 7 プロポーザル参加承認について

提出されたプロポーザル参加申込書及び参加資格を証する書類等をもとに審査を行い、参加資格

を有する者を企画提案書等の提出者として承認する。審査結果については、平成27年5月1日（金）にFAXにて通知するので、必ず受取り確認用のFAXを返信すること。

## 8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は一切受け付けない。なお、質問の受付は、質問内容ごとに下記のとおり2回実施する。

- (1) 書式等 指定の様式による（様式－2）
- (2) 提出方法 E-mail 又はFAX（送信後、電話にて着信を確認すること）
- (3) 提出期限 1回目：参加申込書等に係る質問  
平成27年4月24日（金） 正午まで  
2回目：企画提案書等に係る質問  
平成27年5月12日（火） 午後5時まで
- (4) 回答日 1回目：平成27年4月27日（月）  
2回目：平成27年5月14日（木）
- (5) 回答方法 1回目：本市ホームページに掲載する。  
2回目：回答書をFAXにて企画提案書等の提出者全員に送付する。

## 9 企画提案書等について

- (1) 提案内容 別紙「守口市人口ビジョン及び守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務企画提案書等作成要領及び様式集」参照
- (2) 書式等 指定の様式による（様式－3～16）
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出部数 正本1部、副本9部
- (5) 提出期限 平成27年5月18日（月） 午後5時まで
- (6) 提出先 守口市企画財政部企画課（守口市役所2号別館5階） 担当 鈴木、西田
- (7) その他
  - ① 企画提案書等の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
  - ② 提出期限内における企画提案書等の差し替え・再提出は可能である。
  - ③ 企画提案書等に記載した配置予定の管理技術者、主任技術者、技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
  - ④ 提出の際は、各一式フラットファイルA4－S（別途本市が指定する色）に綴り、合計10部提出すること。
  - ⑤ 様式－3にのみ会社名を記入すること。それ以外の書類（フラットファイルを含む。）には会社名や会社名を推定することができるマーク・ロゴ等は記入しないこと。
  - ⑥ プロポーザル参加申込書を提出した者で、企画提案書等を提出しない者は辞退届を提出すること。（様式自由）

## 10 見積書及び積算内訳書について

- (1) 書式等 様式自由
- (2) 提出方法 持参

- (3) 提出部数 正本1部、副本9部（副本には、会社名や会社名を推定することができるマーク・ロゴ等は記入しないこと。）
- (4) 提出期限 平成27年5月18日（月） 午後5時まで
- (5) 提出先 守口市企画財政部企画課（守口市役所2号別館5階） 担当 鈴木、西田

### 1.1 1次審査

9及び10により提出された書類について、1次審査を実施する。審査結果は各企画提案書等の提出者に通知する。

### 1.2 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

1次審査による選定者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。日時、場所及び実施方法等の詳細については後日通知する。

### 1.3 評価項目

(1) 評価項目及び評価の着眼点（判断基準）は、以下のとおりとする。

評価対象	評価項目		評価の着眼点
法人 (50点)	情報保護対策	資格要件	情報セキュリティ等の資格
	専門技術力の確認	同種・類似業務の実績	過去5年間の同種・類似業務の実績
予定技術者 (50点)	管理技術者	同種・類似業務の実績	過去5年間の同種・類似業務の実績
	主任技術者	同種・類似業務の実績	過去5年間の同種・類似業務の実績
	担当技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容
企画提案 (350点)	業務実施体制の的確性		本業務に従事するスタッフの配置計画や業務実施体制、機動性等について総合的に判断する。
	業務工程計画の妥当性		業務の工程は妥当であるか。
	業務内容の理解度		守口市の地域性等の現状認識や本業務の目的、条件、内容等の理解が十分か。
	提案の的確性		業務の実施方針や実施手法などに関する提案趣旨や内容は適切か。
	業務への取組姿勢等	特定テーマへの対応 (提案の的確性・業務に対する姿勢)	
追加提案		業務の目的を達成するために、積極的な意見・提案がなされているか。	

		コミュニケーション力	提案説明や質問に対する応答は、適正になされているか。
コスト (50点)	見積金額の妥当性		コスト縮減手法の提案及び努力をしているか。

- (2) 選定は、あらかじめ組織する本市の審査委員会にて行う。
- (3) 提出された書類は、選定に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 最高評価点を得た事業者が複数の場合は、見積金額の安価な者を選定する。
- (5) 次の場合は、企画提案を無効とする。
  - ①提出書類に、虚偽の記載をした場合
  - ②企画提案書の作成に当たって、不正行為が判明した場合
  - ③提出書類等のサイズ、内容が示された条件に適合していない場合
  - ④提出期限内に提出書類等が提出されなかった場合

#### 1.4 契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案事業者と契約締結に伴い必要となる協議を行ったうえで、本市の作成する契約書によって契約を締結する。ただし、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、評価点の順位の高かった者の順に契約交渉を行うものとする。

- ①本要領3に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ②契約交渉が成立しないとき又は選定された者が本契約の締結を辞退したとき
- ③その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

#### 1.5 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用のすべては、企画提案者の負担とする。
- (2) 採用案の著作権は、守口市に帰属するものとする。
- (3) 提出書類の返却は行わない。なお、本件に係る情報公開請求があったときは、守口市情報公開条例（平成26年条例第6号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 提案者は、審査の経緯、結果についての異議申し立てを行うことができない。
- (5) 次の内容を契約交渉の相手方が決定した後、速やかに2次審査参加者全員に通知するものとする。
  - ①自己の評価点
  - ②最優秀提案事業者と評価点
  - ③全企画提案者の名称及び申込順
  - ④その他

#### <問い合わせ及び書類提出先（事務局）>

〒570 - 8666 大阪府守口市京阪本通2丁目2番5号  
守口市企画財政部企画課（守口市役所2号別館5階） 担当 鈴木、西田  
TEL : 06-6992-1407（直通） FAX : 06-6994-1691  
E-mail : Mori\_kikaku@city-moriguchi-osaka.jp